

## 平成29年度財政援助団体等監査

指摘事項	指摘に対する措置
6 旧篠原家住宅保存会	
(4)	
ア 所管に対するもの	
<p>指定管理者の経理事務についての指導監督が適切に行われていなかった。</p> <p style="text-align: center;">文化課</p>	<p>指摘を踏まえ、指定管理業務と自主事業業務の区分基準を設け、指定管理者が適切な経理事務を行うことができるよう、速やかに指導しました。また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図りました。</p> <p>今後は、文化課と指定管理者の経理担当、事務局、役員で経理事務の内容の確認を徹底することとしました。</p>
イ 団体に対するもの	
<p>・ 支出において、平成27年度の会計で支出しなくてはならないものを、平成28年度の会計で支出していた。</p> <p style="text-align: center;">文化課</p>	<p>指摘を踏まえ、当該年度以外のものを会計で支出しないよう、会員全体に周知徹底を行うとともに、適切な会計決算方法について、保存会全体で共通理解を図りました。</p>
<p>・ 経理事務について、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区分して処理しなければならないが、区分していなかった。</p> <p style="text-align: center;">文化課</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに指定管理業務と自主事業を明確にし、新たな通帳と現金出納簿を作成しました。また、会計処理の前に複数人で業務区分を確認し、適切に処理できるようにしました。</p>